

クマ被害防止対策への支援強化を求める意見書

全国的にクマの生息域が拡大し、住宅街や学校の周辺等において人身事故が発生するなど、その危険度は、地域住民の安全・安心な日常生活を脅かす災害級の事態となっている。

当県においても、本年10月までの目撃件数や人的被害は過去最多を更新しており、11月には、改正鳥獣保護管理法の施行後、県内で初めての緊急銃猟による駆除が行われるなど、クマの生息域拡大に伴い、地域住民の平穏な日常に危機が差し迫った状況にあることから、クマ被害防止対策を確実に推進していくことが求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 各自治体が実施するクマの出没防止対策をはじめ、緊急銃猟の実施体制の整備や、担い手の育成・確保への支援強化を図るとともに、ガバメントハンターの配備や、クマの個体群の適正な保護・管理の推進など、国が主体的に実効性のあるクマ被害防止対策を行うこと。
- 2 各自治体では、電気柵の設置や緩衝帯の整備等の対策を講じているが、クマの出没頻度や被害が急増し、さらなる被害防止対策が求められていることから、指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金の確保など各自治体に対する支援の充実強化を図ること。
- 3 改正鳥獣保護管理法を踏まえ、緊急銃猟ガイドラインの詳細な解説や現場対応を想定した研修会の開催など、クマ被害対策に関わる関係者が制度を円滑に運用できるよう支援の強化を図ること。
- 4 クマの駆除を行う捕獲従事者や各自治体に寄せられる過剰な批判への対策として、地域の安全を確保するための法に基づく駆除であることや、アーバンベアの危険性などの情報発信を強化し、幅広く社会の理解を求めていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣
宛て

福島県議会議長 矢吹貢一